

山梨県富士山クリーンアップ事業費（産業廃棄物撤去支援事業）  
補助金交付要綱

（通則）

第1条 富士山クリーンアップ事業費（産業廃棄物撤去支援事業）補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、NPOなど営利を目的としない民間団体が行政等と協働して実施する産業廃棄物の撤去活動を支援することにより、富士山麓の不法投棄物の一掃に寄与することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる団体は、次に掲げる要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- （1）山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること。
- （2）10人以上で構成されていること。
- （3）産業廃棄物の撤去活動の実績があること。
- （4）行政や業界団体等と協働して、ボランティアによる撤去活動を継続的に実施できること。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる条件を満たす産業廃棄物の撤去活動を実施する事業とする。

- （1）環境省が実施している産業廃棄物不法投棄等実態調査に掲載されている不法投棄事業案のものであること。
- （2）富士北麓地域（富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）に不法投棄されたものであること。
- （3）不法投棄の発覚から5年以上放置されていること。
- （4）不法投棄の原因者等による撤去の見込みがないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費は次に掲げる経費とする（ただし、補助対象団体に所属する職員の人件費を除く）。

- （1）撤去した産業廃棄物の処理に要する経費
  - （2）知事が補助事業の実施に特に必要と認めた経費
- 2 前項に定める補助対象経費を、予算の範囲内において、定額で補助する。ただし、補助対象経費の千円未満の端数は切り捨てる。
- 3 補助対象経費について、行政機関、財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける場合は、当該助成に相当する額は補助金から控除する。ただし、予算を超える部分について助成を受ける場合は、この限りではない。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に指示する期日までに、富士山クリーンアップ事業費（産業廃棄物撤去支援事業）補助金交付申請書

(様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 事業計画に基づく補助対象経費計算書(様式第1号の3)
- (3) 団体調書(様式第1号の4)
- (4) 役員名簿
- (5) 誓約書(様式第1号の5)
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(調査)

第7条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(ただし、補助対象経費の各費目間においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。)をしようとする場合
- (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合(ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の20%以内を減額する場合を除く。)

2 知事は、前項第2号及び第3号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第5号の2)
- (2) 事業報告に基づく補助対象経費計算書(様式第5号の3)
- (3) 経理関係書類(領収書の写し)
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(額の確定等)

- 第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第6号）を補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事は、第10条第1項第1号の補助事業の中止又は廃止の承認申請があった場合及び次に掲げる場合は、第8条の決定の内容（第10条第2項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又

は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金交付の条件）

第17条 この補助金の交付にあたっては、第9条から前条までの規定に準ずる条件及び次の条件が付されているものとする。

- (1) 取得財産等を処分することによる収入が補助事業者にあると認められる場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (2) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

（その他必要な事項）

第18条 この補助金に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づいて交付された補助金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。